十一　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第十三号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	四十七万七千円
十二　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十七万円
十三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験	十八万七千円
十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八万七千円
十五　保安基準第十三条に定める基準に係る試験	四十七万七千円
十六　保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験	三十五万二千円
十七　保安基準第十五条第二項に定める基準に係る試験	十八万七千円
十八　保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	四十七万七千円
十九　保安基準第十七条の二第三項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	十二万五千円
二十　保安基準第十七条の二第三項及び第四項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十四万二千円
二十一　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
二十二　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
二十三　保安基準第十七条の二第四項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	十八万七千円
二十四　保安基準第十八条第一項に定める基準に係る試験	十二万五千円
二十五　保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	二十七万円
二十六　保安基準第十八条第四項に定める基準に係る試験	二十七万円
二十七　保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	二十七万円
二十八　保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	四十七万七千円
二十九　保安基準第十八条の二第三項に定める基準に係る試験	十二万五千円
三十　保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
三十一　保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験	十二万五千円

三十二　保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	十二万五千円
三十三　保安基準第二十条第五項及び第六項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザに係る試験	十八万七千円
三十四　保安基準第二十一条並びに第四十四条第五項及び第六項に定める基準に係る試験	十二万五千円
三十五　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席に限る。）に係る試験	十二万五千円
三十六　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に備える座席を除く。）に係る試験	三十七万二千円
三十七　保安基準第二十二条の三第一項に定める基準に係る試験	三十五万二千円
三十八　保安基準第二十二条の三第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
三十九　保安基準第二十二条の三第三項に定める基準に係る試験	十八万七千円
四十　保安基準第二十二条の三第四項に定める基準に係る試験	十八万七千円
四十一　保安基準第二十二条の四に定める基準に係る試験	十八万七千円
四十二　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係る試験	十八万七千円
四十三　保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
四十四　保安基準第二十二条の五第三項に定める基準に係る試験	六十四万二千円
四十五　保安基準第二十五条第四項に定める基準に係る試験	十八万七千円
四十六　保安基準第二十九条第一項に定める基準に係る試験	十八万七千円
四十七　保安基準第二十九条第二項及び第三項に定める基準に係る試験	十二万五千円
四十八　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験	十二万五千円
四十九　保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙に係る試験	十二万五千円
五十　保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であって出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	十八万七千円